

レスポルトスポーツクラブ規約

近藤体操室・体操スポーツ教室

レスポルトスポーツクラブ移行時、年間契約は移行いたします。

【名称】

第1条 本教室は近藤体操教室（以下単に本教室という）といい、体操教室コース、体操スポーツ教室、近藤体操教室を設ける。クラスは教室毎に別に定める。

【所在】

第2条 本教室は、福岡県久留米市山本町豊田 1632-4 K'izCommunication 株式会社（以下単に本法人という）に事務所を置く。

【目的】

第3条 本教室は、スポーツマンシップを身につけ、健全な心身の育成を図り、地域社会の生涯スポーツ振興と選手の育成および競技力の向上に寄与することを目的とする。

【入会資格】

第4条 本教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本教室の目的に賛同する方。
- (2) 各クラスの対象年齢および条件に該当する方。
- (3) スポーツを行うに適した健康状態である方。

【入会手続】

第5条

1. 本教室に入会を希望する方は、所定の手続きに従い本教室に申し込み、別途定める活動開始日から活動に参加することができる。
2. 所定の金額を入会金として本法人に寄付するものとする。
3. ご連絡ツールとして「グループLINE」の登録をして頂きます。こちらにより緊急の連絡や予定などを告知するものとする。別途 HP にてご案内。教室退会時は、グループから退室となります

【会費】

第6条

1. 会費は次のものをいう。
 - (1) 年会費（施設協力金/年度初めに更新）
 - (2) 月会費
 - (3) スポーツ保険費
 - (4) 入会金
2. 年会費は本教室の施設・設備の保守管理に対する協力金として、寄付するものとする。
3. 月会費、参加費、受講料は指導者の対価としての金額とする。
4. 会員は本教室が定める会費を、所定の手続きにより支払う。
5. 休会・退会が無く、生徒都合にて月のレッスンを一度も参加してなくても、月謝は発生するものとする。
6. 月謝の支払いに関しては、株式会社レスポルトスポーツクラブの運営する「会費ペイ」にて決済をするものとする。決済日は毎月 26 日（請求確定締切日は毎月 12 日）とする。月謝袋支払いをご希望は、手数料として通常月謝に加えて 500 円追加となります。
7. 会費ペイの登録に関しては、入会手続き後 2 日以内に実施して下さい。

【会費の不返還】

第7条

一旦入金した入会金、施設協力費、月会費、受講料は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。欠席による返金はないものとする。

休部の申請なしに、1ヶ月休んだ場合にも月謝は発生し、返還はしない。

年度更新による年会費の発生は、レッスンを一度でも参加した場合に生じます。

【会費の滞納】

第8条

1. 会員が会費の納入を怠ったときは、本教室は指導を停止し、または退会させることがある。
2. 月謝の未納が2ヶ月以上続いた場合には、支払いまでかかった期間を含めた月謝の支払いの上、退会するものとする。請求に関して、対応しない場合は、当社規定に則り法的処理を行うものとする。支払いに関しては、銀行振込にて対応する場合もあります。
3. 月謝を未納の場合は、レッスンの参加は不可となり、館内への入館をお断りする場合がある。

【練習日、期間および時間】

第9条

1. 本教室の練習日、期間、時間については各教室の練習計画カレンダーによる。
2. 使用施設もしくは競技会等による行事のやむをえない事情により、定められた練習日、時間、期間等を変更または廃止することがある。
3. 行事による廃止の補填の練習は基本的にないものとする。
4. 祝日に関しては、レッスンを基本的に公休するが、年割指定回数に合わせ補填するものとする。
5. 年間レッスン回数として、週1プラン（34～48回/年間）、週2プラン（70～96回/年間）と変動する事がある。最低回数を満たない場合は、補填するものとする。
6. レッスン回数は、基本2～4回/月とし、祝日、5連休に関しては公休とする。（但し、補填として祝日にレッスンを実施する場合もある）。
7. 体操教室と体操スポーツ教室のレッスンの日補填移行は不可とする。（レスリング教室の生徒で体操教室セットの場合は可能とする）

【会員のモラル】

第10条

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレーの精神をモットーとし、会員全員がスポーツに親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本教室の目的に沿って努めること。
- (3) 各教室が別に定める諸規則を遵守すること。
- (4) 練習に際しては、本教室が指定したスポーツウェアがある場合にはそれを着用し、常に清潔を保つこと
- (5) 道場内での、宗教的な勧誘及び、ねずみ講などの勧誘はしないものとする。発覚した場合に関しては、賠償責任を負ってもらうものとする。
- (6) 会員がレッスンの参加に消極的な場合は、保護者にて参加を促してもらうが、保護者にて監視してもらうものとする。
- (7) 指導方針に関して、会員ご自身で要望は一切受けけないものとする。但し、発展する意見は導入する。
- (8) SNS などインターネットによる本教室への誹謗中傷の書き込みなどに関しては、当社にて解析し（本人断定可能）、当社専属弁護士による法的処理をするものとする。

【観覧や父兄参加に関して】

第11条

観覧や会員の父兄は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 送迎に関しては、時間内に行うこと。
※規定時間内にお迎えが出来ない事が続く場合は、別途費用を頂くが、第15条に準ずる。
- (2) 体操教室に関して、レッスンに保護者が参加は、観覧指定回数に合わせ補填するものとする。会費の支払いにより参加可能とする。
- (3) 本教室に関して、教育方針、運営システムに口出しをしないものとする。
- (4) 観覧は基本的に自由とするが、レッスン競技内の踏み込み、参加を禁止するものとする。（レスリング教室のみ保護者の参加を認める）
- (5) 体操教室など、生徒が慣れるまで、運動の循環が回れないと判断した生徒に関しては、保護者同伴にてレッスンの参加を認めるものとする。保護者参加指定を拒否された生徒に関しては、参加能力不能と称名とする。

【休会】

第12条

1. 所属する教室の休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、前月 15 日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は3ヶ月以内とし、その期間の月会費の支払いはないものとする。
3. 休会の期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその月から月会費の金額を毎月支払わなくてはならない。

【脱会】

第13条

脱会を希望する会員は、脱会希望前月 15 日までに届け出なくてはならない。（教室またはコース、日時の変更）各教室の会員で他の教室への変更もしくはコース・日時の変更を希望する会員は前月 15 日までに届け出なければならない。コース変更は規定上、月割めとする。但し、コースの枠数の空きがない場合は、枠があくまで異動は出来ないものとする。

【会員の変更事項】

第14条

会員は住所、連絡先等、入会申込手続書の際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨届け出なければならない。

【除名】

第15条

1. 本規約に違反する等、本教室の会員としてふさわしくないと認められた者に対し、本教室は指導員の意見を聞いた上で除名することができる。
2. 会則を遵守しなかった場合、本教室、指導員の名誉を著しく傷つけた場合、指導員への指導を受け付けない場合、風紀を乱した場合、保護者による本教室が判断する不当な申し入れがあった場合に除名することができる。
3. レッスン指導に対して、指示に従わず勝手な行動をとったり、周りの生徒に著しく迷惑をかけた場合は、改善が見受けられない場合は除名することができる。
4. 本教室の指導方針に対して、従わない場合や社会的ルールを守れない場合は除名することができる。
5. 会費を支払わないままに欠席し、参加の意思がない等と本教室が判断した会員に関しては、除名とする。
6. 同業者及び、運営バイ行為、ノウハウ奪還行為、生徒ハッキング行為など判断された分に関しては、営業妨害罪にて損害賠償請求及び除名処分とする。
7. 会員の保護者及び関係者による本教室の指導及び活動に関して、本教室が不快と思わせる物言いやある場合に関しては、会員を除名処分とする。
8. 生徒の保護者の迎えに来る時間など著しく遅れる事や迎えの遅れが連続した場合は、会員を除名処分とする。（事前連絡がある前提に於いても幾度も連続した場合は、除名対象とする）
9. 除名となつた会員及び、関係者に対しては、除名後、本施設を出入り禁止とする。除名になった者へのその月の月謝の返金はないものとする。
10. 教室内にて、会員のつながりを利用して宗教の勧誘、物販販売、サービスの紹介、その他勧誘関連が発覚した場合は、賠償責任及び除名処分とする。

【事故の責任】

第16条

1. 会則は、教室の活動に当たっては施設管理責任者並びに指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本法人、本教室、指導員等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. 会則およびその任後の事故やけがに対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲とする。
3. 体験レッスン時による事故やけが、盗難、傷害等の事故が起こっても、本法人、本教室、指導員に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
4. スプリングトランポリンや高架ボルダリングの設置がされていますが、安全基準の高さ、スプリングトランポリンでの宙返り・回転発等は、指示がない場合を除き基本的に禁止とします。高架ボルダリングに関して、許可なく指定の高さ以上を登る事を禁止とします。基本的に補助が付いている時のみ実施は認めるが、指示に従わず、補助なしで起きた事故に関しては、本法人、本教室は責任を負わないものとします。
5. 委員同士のふざけあい、いざこざによる事故に関しては、当事人同士及び、保護者、会員管理者の自己責任として、本法人、本教室は責任を負わないものとします。
6. 会員が指導者の指示に従わず、起こした事故に関しては、年齢問わず、全員の全責任を負うものとする。責任を取れない年齢に関しては、保護者及び会員管理者が責任を負うものとする。
7. 駐車場で事故、及び送迎中に関する事故などは、本教室では保障はしないものとする。

【施設器具の破損】

第17条

会員は活動中に、施設器具等を故意・不意に関わらずに破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。修理及び、同等の物による交換及び、不使用期間賠償責任など金額の賠償となる。

【HP掲載に関して】

第18条

教室の活動、イベントの活動による写真や動画の素材に関しては、本法人が自由に掲載する事ができる。画像・動画の版權に関しては、本法人の管理下にあるものとする。

【細則】

第19条

本規則に定めのない事項および運営に必要な細則は本教室が別に定める。

【規約の改定】

第20条

本規則の改定は本法人が必要に応じ、これを行うことができる。

【施設の廃止・利用制限】

第21条

本教室は、次の理由により本教室の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができる。

- (1) 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故など本教室の業務遂行に支障あるとき。
- (2) 施設の改修または補修工事実施のとき。
- (3) 法令の制度改定、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- (4) 施設の使用制限が消費する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- (5) その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められたとき。
- (6) イベント・本法人の事情により臨時休業が必要となる時。
- (7) 学校行事・行政指示・経済状況不安・各種病気などの蔓延のとき。

【その他】

第22条

送迎時の事故及び、駐車場で事故及び損害が発生した場合に関して、本法人は一切保証しないものとする。会員同士に関するトラブルは本法人は一切保証しないものとする。

キャンセル適用外の項目に関しては、本法人は一切対応しないものとする。

【施行】

第23条 本規約の施行は、令和5年4月1日からとする。

上記の内容に同意した上で、入会致します。

-----同意のサイン-----

年 月 日

ご署名